

平成29年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 平成30年3月29日（木）

【開会】 13時00分

【閉会】 13時50分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

教育長 渡邊 直美

教育長職務代理者 吉崎 静夫

委員 濱谷 由美子

委員 前田 博明

委員 小原 良

委員 中村 香

【出席職員】

教育次長 西 義行

教育委員会事務局担当部長 総合教育センター所長兼務 小松 典子

総務部長 小椋 信也

総務部担当部長 橋谷 由紀

教育環境整備推進室長 野本 宏一

職員部長 小田桐 恵

学校教育部長 市川 洋

健康給食推進室長 石井 宏之

生涯学習部長 金子 浩美

庶務課長 池之上 健一

庶務課担当課長 山田 哲郎

企画課長 古内 久

指導課長 森 有作

中原区・教育担当担当課長 小林 勝弘

生涯学習推進課長 大島 直樹

生涯学習推進課課長補佐 米井 克子

庶務課課長補佐 武田 充功

調査・委員会担当係長 高橋 勉

書記 茅根 真帆

【署名人】

委員 前田 博明

委員 小原 良

(13時00分 開会)

1 開会宣言

【渡邊教育長】

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の日程は、お手元に配布のとおりでございますが、陳情審議につきまして、陳情者がいらっしやっておりますので、最初に審議を行うよう、議事の順番を入れ替えさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それではそのように進めさせていただきます。

2 開催時間

【渡邊教育長】

本日の会期でございますが、13時00分から14時30分までといたします。

3 会議録の承認

【渡邊教育長】

次に、会議録についてでございますが、12月の定例会、1月の臨時会及び定例会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

それでは、承認いたします。なお、修正等がございましたら後ほど事務局までお申し出をお願いします。

4 傍聴（傍聴者 3名）

【渡邊教育長】

次に、傍聴でございます。本日は、傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、異議なしとして傍聴を許可します。

5 署名人

【渡邊教育長】

次に、署名人でございます。本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、前田委員と小原委員にお願いいたします。

6 陳情審議

陳情第2号 「登下校メール配信システム」の導入についての陳情について

【渡邊教育長】

それでは最初に、陳情審議に入ります。

「陳情第2号 『登下校メール配信システム』の導入についての陳情について」を審議いたします。陳情者の方が陳述を希望されておりますので、ここでお願いしたいと思います。

陳情者の方、どうぞ前にいらしてください。

それではただいまから10分程度でお願いをいたします。

【陳情者】

麻生区在住の西と申します。よろしくをお願いいたします。

平成29年10月27日に提出いたしました、「登下校メール配信システム」の導入について、意見を述べさせていただきます。

平成13年に大阪府池田市で発生しました小学校での殺傷事件を契機に、児童の安全確保に関しましては格段の注意が払われるようになってきておりますけれども、近年の児童を取り巻く環境というのは、より一層厳しさを増しているように肌身に感じられます。そもそも、川崎市教育委員会が運営されております、児童生徒の安全にかかわる情報配信システムと、こちらのほうでも不審者情報、あるいは災害情報というのが頻繁に流されているといったところは委員御承知か

と思います。

児童を川崎市の小学校に通わせる保護者の一人といたしましても、登下校中の児童の安全確保というのは重要と考えておりました、他の保護者にあっても、その思いは同じかと想像するところでございます。

近年のICT技術の進展によりまして、児童に小型の発信機を携帯させて、校門近くに設置されたアンテナの近くを通るだけで、児童が校門を通過した旨の電子メールを保護者に配信するシステムや、あるいはそのシステムを利用するサービスとかを民間企業が主体となって提供されるようになってきております。

川崎市内におきましては、新城小学校、宮内小学校、平間小学校などをはじめとして、13校におきまして、PTAと事業者が協定を締結いたしまして、学校長の承諾のもとに児童の登下校の情報を電子メールで保護者に提供しているというふうに承知しております。

このような登下校のメール配信システムが、川崎市内の小学校に導入されれば、真冬の寒い場合、幼い児童の場合、あるいは学校までの通学距離が比較的長い場合など、登下校中の児童の安全を心配している保護者にとりまして、大きな安心感が得られるのではないかと考えているところでございます。

平成29年12月28日付けの29川教庶第1007号で御回答いただきましたが、新城小学校等では導入されている登下校メール配信システムを学校施設に導入するに当たりましては、川崎市教育財産管理規則に則った手続が必要であり、さらに川崎市教育財産管理規則第20条に基づきまして、使用者が電気料金を負担する必要があるということでございます。具体的には、電力量を計測するメーターを設置して、使用電力量に応じた電気料金を事業者の負担として市に納付する必要があるということでございます。

しかしながら、新城小学校等で導入されております登下校メール配信システムの事業者によれば、当該事業者では電力量を計測するメーターを設置することができないということでございます。当該事業者が提供しているシステムをPTAが主体となって導入できないという状況でございます。

そこで、川崎市内の新城小学校等が導入している当該システムにつきまして、川崎市教育委員会が主体となって、川崎市内の新城小学校等以外の小学校にも導入してほしいと陳情するものでございます。

川崎市教育委員会に当該システムの必要性、重要性をぜひ御理解いただきまして、川崎市教育委員会が当該システムの事業者と契約を締結していただければ、先ほど述べました、川崎市教育財産管理規則第20条の適用はなくなりますので、使用電力量を計測するメーターを設置する必要はなくなり、新城小学校等以外の学校でも、当該事業者が提供するシステムを利用することが可能になるというふうに考えるに至ったものでございます。

なお、新城小学校等でなぜそういったものが導入できているのかは、それは私の把握するところではございません。

当該システムに備えてほしい機能やあるいはその性能などの諸元、仕様等は陳情書に詳細に記したとおりでございますけれども、川崎市の契約規則などをはじめとした調達、契約、会計に関する法令、条例、規則などの規定に基づく条件がある場合には、そちらの規定を遵守するような形で適宜修正をしていただければというふうに思う次第でございます。

本日は意見陳述の機会を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。
終わります。

【渡邊教育長】

ありがとうございました。

以上で陳述を終了いたします。

陳述につきましては、本陳情の審議に際しての参考にさせていただきたいと思っております。

それでは続きまして、事務局からの説明をお願いいたします。

【山田庶務課担当課長】

それでは、陳情第2号につきまして御説明いたします。

陳情第2号の趣旨は、川崎市内の新城小学校等が導入している「登下校メール配信システム」について、川崎市教育委員会が主体となって、川崎市内の新城小学校等以外の小学校にも導入してほしいというものです。

「登下校メール配信システム」について改めて御説明いたします。システムを運用する事業者と個々の保護者が有償契約を結ぶことにより、児童に小型の発信機を携帯させ、当該児童が校門に設置したアンテナを通過したときに、校門を通過した旨の電子メールを当該保護者に配信するというシステムです。

本件の陳情に先立ち、平成29年9月7日付けで提出のありました、「陳情第1号 川崎市内の特定の小学校に設置された、いわゆる『登下校メール配信システム』の運用に際して生じる電気代取り扱いなどについて」につきましては、法的な整合性に関する質問への回答要望であったことから、教育委員会会議での審議は行わず、事務局による調査回答をする取扱いとし、昨年末に陳情者宛て回答したところでございます。

回答の要旨について御説明いたしますので、資料をごらんください。これは、陳情者へ回答した文書でございます。説明する部分について下線を引いてございます。児童通過の電子メールを配信するシステムの導入の現状について、陳情書に記載されている小学校13校及び東急セキュリティに聞き取り調査した結果、本件システムはPTAと事業者が任意に協定を締結し、校長の承諾のもとに本件システムにかかる設備が学校施設に設置されていること、また、本件システムの稼働に必要な電力については、学校施設において使用する電力を使用していることを確認いたしました。

これらの状況について、教育委員会事務局としては次のとおり認識いたしまして、設備を学校施設に設置することは教育財産の使用に当たりますので、「川崎市教育財産管理規則」に則った手続が必要であること、「川崎市教育財産管理規則」第20条は、教育財産の使用許可を受けたものはその使用にかかる教育財産に附帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備を使用するときは、これに要する経費を負担しなければならない旨を規定していますので、本件についても原則使用者が電気料金を負担する必要があること。本件システムにかかる事業者については、PTAが選定したものであって、本市とは契約関係にないことを示しました。

その上で、教育委員会事務局としては、「川崎市教育財産規則」に則った適正な手続を行うことを前提として、本件システムの導入を妨げる理由はないとの考え方を示したところでございます。

従いまして、現在既に本件システムを導入している学校については、適切な手続をするよう指導していくため、手続の方法等を整理した通知を既に発出したところです。

さて、陳情第2号についてでございますが、本件サービスを受けるためには、個々の保護者が事業者と有償契約を結ぶことが必要となります。本市が主体的に本件システムの導入を行うことは、当該有償契約を推奨することにもなり、当該有償契約にかかる経費の負担を考慮いたしますと、本市が主体的に本件システムを導入することは困難であると考えております。

現在、川崎市教育委員会では、登下校時の児童の安全を確保するための事業として、地域交通安全員や、スクールガードリーダーの配置をしていますので、事務局といたしましては、現行事業の充実を図ることにより、児童の安全の一層の確保をしてみたいと考えております。

陳情第2号についての説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。

それでは、委員の皆さんから御質問、御意見等ございましたらお願いいたしたいと思っております。いかがでしょうか。

【小原委員】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

小原委員お願いします。

【小原委員】

ちょっと教えていただきたいんですけども、この「登下校メール配信システム」というのは、この1社のみでしょうか、市内で。他の業者はいらっしゃいませんか。

【山田庶務課担当課長】

市内にある業者かどうかというのは把握してございませんけれども、同様のシステムによって対応している業者は何社かあるというふうに。

【小原委員】

それはP T Aが契約をしてやっているというようなこともあると。

【山田庶務課担当課長】

現在は1社のみ契約を把握しているところです。

【小原委員】

おそらく、他社もあると思いますので、その辺も踏まえて考えなければいけないのかなと思っ

ているんですけども、基本的にこのシステムというのは、端末が校門を通り抜けるとメールを配信するシステムというふうに私は認識しているんですけども、端末が通ったというところでメールが送られることに関して、保護者にとって安心が得られるのかもしれないけれども、これをもって子どもの安全が確保できるかというのはちょっと難しいところがあるのかなというふうには考えております。

なぜかという、そこを通ったというメール、出はしますけど、配信はしますけれども、その後、校門から自宅に帰るまでの安全が確保されたかどうかはわからないということで、ちょっと疑問に思うというところですよ。

昔、私もこのシステムのお話を聞いたことがありまして、そのときに思ったのは、先ほど、今申し上げた安全を確保できるかという、安心はあるかもしれないけれども、安全が確保できるかどうかわからないというところ。あと、当時、確か私が認識しているのは、もう1社確かあるはずだとは思っていますけれども、1社のメール配信というところで、例えばPTAという立場であれば、非営利という話が出てきますので、そこにひっかかってしまうのではないかとこのころがあって、私は当時PTAをしていたときには見送ったという経緯があるんですけども、何というんでしょう、その上で、それぞれのPTAが、それぞれのPTAの御判断で導入をしていけばいいのかなというふうに感じております。

だから、川崎市の教育委員会として導入をするというよりは、それぞれのPTAの御判断で導入をするべきことなのかなというふうに感じております。

以上です。

【渡邊教育長】

今、そういった御意見ございましたけれども、いかがでしょうか。他の委員さん。

【濱谷委員】

いいですか。

【渡邊教育長】

濱谷委員、どうぞ。

【濱谷委員】

現在、この13校って書いてありますが、この13校については学校側が話をもち出してこうなったわけじゃなくて、PTAのほうの方がこういうものがあるんだと、こうしたいということで、校長先生の承諾というふうな感じになっていますけど、PTAの方が主体で契約をされたり、いろいろ進めておられるということによろしいんですよ。

【山田庶務課担当課長】

契約といいますか、協定書を締結しているのがPTAと事業者ですけども、この事業、システムを導入しようというふうに言っているのが、PTAなのか、校長側からなのか、そこら辺のきっかけというの、確認していないところですが、確実に言えるのは、協定書の主体となって

いるのは、現在PTAであるということでございます。

この協定書に基づいて校長が学校施設の一部を設備の設置に了解しているという状況がございます。

【濱谷委員】

わかりました。ちょっと協力して設置させているということかなというふうにはちょっと思いますが、やはり、主体的にやっていたら協定を結んでいってやるわけだからPTAがやっていたらやるのかなというふうには判断しますが、公的な、もとの考え方を教育委員会がとか、学校がとかという形になると少し問題があるかなというふうには思うものかなというふうには、ちょっと思ったので、確認をさせていただきました。

【吉崎教育長職務代理者】

いいですか、質問。

【渡邊教育長】

吉崎委員どうぞ。

【吉崎教育長職務代理者】

これは、PTAと業者が契約しているんですよね。PTAが主体になるので、費用は全部PTAが持っているんですか。各家庭での負担というのはないんですか。PTA費で払っていいということでしょうか。お金の問題ですけども。

【山田庶務課担当課長】

基本的には無料なんですけれども、登下校の校門を通過するたびにメール配信を行うというサービスにつきましては、個々の保護者が事業者と契約を結んでICタグの貸与を受けて、それを児童に持たせて行っているというのが実態ですので、その契約がないとですね、ただPTAと事業者が協定書を結んだだけではそのシステムのサービスは受けられない。

【吉崎教育長職務代理者】

受けられない。そうすると、どのぐらいICタグを持つのに費用がかかるんですか。

【山田庶務課担当課長】

年間5,000円相当というふうに。

【吉崎教育長職務代理者】

そんなにかかるんですか。

【山田庶務課担当課長】

年間ですね。

【吉崎教育長職務代理人】

年間5,000円。月400円か。

【山田庶務課担当課長】

すみません、細かい数字を調査していないので。

【吉崎教育長職務代理人】

意外と高いのでちょっと私はびっくりしたんだけど。そんなにするんですか。

【濱谷委員】

一人ひとりがそれだけかかるんですよね。1件、1件。

【吉崎教育長職務代理人】

1件、1件。

【山田庶務課担当課長】

御兄弟でいた場合、安くなるかどうかというのはちょっとわかりませんが。

【吉崎教育長職務代理人】

この負担だとなると、それが契約できない家とできる家では、そういう問題はPTAでは起こっていないのでしょうか。

【山田庶務課担当課長】

そういうお話は伺っていません。ただ、そういう契約のできる人、しない人というようなところでやはり教育委員会が実施した場合にはそこら辺で問題があるなというふうな認識はしております。

【吉崎教育長職務代理人】

僕は現状においても、5,000円出せる、年間ですけど、出せる家と出せない家って問題が出てきた場合には、学校の施設をつかって、PTAが主体で契約しているんだけど、家庭に対する平等、不平等問題はPTAの中では問題にならないんですか、本当に。私はなるのではないかという気が、心配してるんだけど。

【山田庶務課担当課長】

一応PTA総会で承認されて、協定書の締結に至っている状況があるというふうには聞いておりますので。

【吉崎教育長職務代理人】

もう一度尋ねますけれども、お金があつて出せる家と出せない家では、これが全て安全だとは思っていませんけども、安全についてもお金によって差が出るとなると、公教育というかP T Aの組織そのものにおいては、私は疑問を感じるんですが、どうなんでしょうかそれは。ほかの委員さん。

私はちょっと心配するというか。全員が同じ条件だったらいいんだけど。この仕組みそのものをP T Aが導入して問題にならないんでしょうか。

【山田庶務課担当課長】

これ、川崎市だけでなく横浜市ですとか、東京都とかの区市町村で導入がされておりますし、もともとは関西のほうで大阪ですとか、そちらのほうでこの事業者が始めておりますので、全国的に展開がされているというふうに聞いています。

ただ、事業者からのお話の中で、そういったトラブルがあるとかっていうように聞いていませんし、横浜市や東京都とのお話もそういったところは出てきていない、現時点ではないというふうに伺っております。

【吉崎教育長職務代理者】

それは完全に安心するんですが、私が言いたいのは、契約できる家とできない家があった場合に、それはそういうふうな施設、設備そのものを置くことがP T Aという立場から考えたときにですよ、P T Aというのは全ての子どもたちに対して同じように扱うということで、多分会費をいただきながらやっていると思うのですが、抵触しないんですか、本当にこの問題は。

【山田庶務課担当課長】

個々のP T Aさんで。

【吉崎教育長職務代理者】

やればいってことですね。

本当に問題にならないんですか。私は疑問にしたいです。

【渡邊教育長】

小原委員、よろしいですか。

【小原委員】

基本的にP T Aの会員の承諾、総会とかで承認されればそれは行えるということで、今この話の中であったのは設置自体が無料であったということですね。要するに、費用負担がなかったというところが。

【吉崎教育長職務代理者】

P T Aにはね。

【小原委員】

費用負担がないというところです。

なおかつ、通るシステムを使うことは有料っていうふうになってはいるんですけども、それは保護者、御家庭の判断によりっていうふうになっているので、導入を妨げるという感覚ではないのかなというところです。

ただ、全ての児童生徒がこのシステムを使うというのであれば、それはそれで考えなければいけないことになってくるであろうというふうに思います。

【渡邊教育長】

先ほど、担当課長から公的な形でやるとまたその問題が明らかになるのではないかというふうなお話もありましたが、現在PTAの段階では承認されている限りにおいては、それを妨げるものではないというふうな形になるのでしょうかね。

【小原委員】

例えば利用したい御家庭はどうぞ御利用くださいというような感覚なのかなというふうに私は認識していますけども。

【渡邊教育長】

ただ、吉崎委員言われるように、そこまでの細かな配慮が考えられていたのかどうかという、それは問題なんですけどね。

【小原委員】

それは疑問ですけどね。

【吉崎教育長職務代理者】

そういうことですよ。安全というならね、全ての子どもにとって安全なのであって、契約できる家とできない家で、ここで全て安全が変わるわけではないけども、何かひっかかるんですよ、私。何となくひっかかるんだけど、この感覚ってわかっただけですか、言っている意味はわかりますか。

【小原委員】

よくわかります。

【吉崎教育長職務代理者】

それを妨げないって、妨げないんだけど、何かこれいいのかなと思って。という、私の感覚は以上。

【渡邊教育長】

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

今、吉崎委員がおっしゃった公教育の役割というところで、やはり有償契約をしなければいけないものを公教育で進めるというのは、私はあまり賛成はできかねます。

私が勤めている私学では、大学から幼稚園まで全部あるんですけども、私学ですので、小田急線にいろいろと乗り換えて来る、遠くから来る子がいるんですね。そういう場合は、この駅を通過したということがわかると、それはそれなりに意味があると思うんですけども、公立の場合は学区が決まっているわけですから、学校を出た後、どこの駅を通過したとかそういうことはあまり関係なくなってくるわけです。そう考えますと、あまり必要ないのかなという気がするのと、先ほど小原委員がおっしゃっていた、「安心を与えても安全は保障されたものではない」というのはとても大事な点だと思ひまして、安全という点では、本当にわからないですよ。であれば、社会教育の立場からですね、こういうシステムに頼るよりも、先ほどおっしゃったような地域交通安全委員ですか、そういう方とかをもっと増やしていくとか、地域全体で見守るような体制を敷いていくということが、大事なのかなという気がします。

【渡邊教育長】

前田委員、どうぞ。

【前田委員】

私もこの議案を知ってから、新城小学校に見に行ったんですけども、正門とグラウンド側に柱が立って、アンテナが、70、80センチのアンテナがあって、そして電源は校舎から引っ張っているという、様子を見てきたんですが、この今、事務局の説明を聞きますと、PTA活動を支援する立場であるから、「川崎市教育財産規則」に則った適正な手続を行うことを前提として妨げるものではないということであれば、現行の新城小学校を初め13校が今、実際に運営して導入していて、PTAの活動目的内で施設使用が認められるというようなことで、また新たに導入したいと考える学校も同様に手続をきちんとすればシステムの導入が認められるということでもありますし、それからやはり有償ということで、一部の児童ということですから、教育委員会が主体的に導入する必要はないんじゃないかなと、そういうふうに思います。

【渡邊教育長】

濱谷委員、どうぞ。

【濱谷委員】

何か、とっても難しいなっていうのは、PTAの会議や総会で承認を受けたといっても、全員のPTAが出てくるわけじゃ、まず会議はないんですよ。ですから、お見えになった方の中で賛同を得て決めていくわけですけど、何ごとも。それはシステムとしてしようがないことだとは思っているんですけども、これで導入したものに結構なお金を掛けなきゃいけないと、本当にこの13校の中で何割ぐらいの保護者の方が契約をしてお金を払ってらっしゃるのかなというのはちょっと気になっちゃって。実際には入っていない方も随分いるのかなということも含めて、

ちょっと何となく気になるところです。

【渡邊教育長】

数字がありますか。

【山田庶務課担当課長】

全部を把握しているわけではなんですけれども、今話題に上りました新城小学校ですとか、東柿生小学校の場合ですと、17%から18%の方が契約をされているというような状況です。

【濱谷委員】

逆かと思っていた。ものすごいっぱいしているのかと思ったらそうなんですか。

【山田庶務課担当課長】

それから、最近導入、今4月から本格稼働するということで、お試し期間中だという学校から3件ほど数字をいただいていますけれども、そちらについては6%の学校もあれば、26%の学校もあると、お試し期間なので今無償で体験的にやっているということでございますが、そのような数字をいただいているところです。

【渡邊教育長】

無償でもそのくらいの割合。

【濱谷委員】

ちょっと今そう思っちゃった。必要があればもっとやるのかな。

【吉崎教育長職務代理者】

やっぱり5,000円って高いですよ。結構高いですよ。年間ですけどね。

5,000円って結構な金額で僕はもっと安いのかと思った。月100円くらいで、1,000円くらいかなと思ってたんだけど、5,000円もするんですか。そしたらやっぱり二の足踏む家庭っていうのも多いんじゃないかなと、私はちょっと気がするんですよ。私の心配ですけど、そういうことです。

【渡邊教育長】

それではそろそろ、取扱いについてまとめていきたいと思いますが、何か御意見ございますでしょうか。

特にないようでしたら、今いただいた御意見を少し整理していきたいと思うのですが、まず1つは、はじめに出されましたのが、安全と安心の問題でございまして、安心が得られたにしても、これをもって安全を確保するという事は難しい、そうは言い切れないのではないかなという御意見がございました。それから、順不同ですけども、公教育という立場で、この有償契約を進めることはいかがなものかというふうな話でした。特に、今お話がありましたように、年間

の金額が比較的高いということですか、お試し期間においても利用されている方の割合がそれほど多くないというふうな状況などもですね、そこに読み取れるのではないかというふうな感じがいたしました。

それから、3つ目に、PTAそのものが導入することについては特に妨げがないということなので、独自にPTAが判断して入れればいいのかというふうなお話。そして最後に、地域の方々の見守りなども大事であって、安全が図れるような体制そのものをやはり、これからもしっかりとつくっていかねばいけないというふうな御意見がございました。

今まとめたような御意見からいたしますと、このシステムにつきまして、教育委員会が主体的に導入するというこの陳情につきましては、不採択というふうにしたいと思うのですが、いかがでございましょうか。

【各委員】

<承認>

【渡邊教育長】

よろしいですか。

それでは、不採択ということで、そのように決定をさせていただきたいと思います。

7 議事事項

議案第90号 読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画（第3次）について

【渡邊教育長】

それでは続きまして、議事事項に入ります。「議案第90号 読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画（第3次）」についてでございます。

説明を指導課長にお願いいたします。

【森指導課長】

それでは、議案第90号につきまして御説明いたします。

本件につきましては、1月の教育委員会において計画の案について、審議・決定をいただいた後、2月9日から3月12日までの32日間、パブリックコメントを実施いたしました。その結果と、「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画（第3次）（案）」につきまして、御説明いたします。

お手元の資料1をごらんください。「1 概要」、「2 意見募集の概要」につきましては記載のとおりでございまして、「3 結果の概要」でございしますが、10通17件の御意見をいただきました。

2ページをごらんください。「4 御意見の内容と対応」でございしますが、いただきました御意見に対する市の考え方について、AからEの五つに区分いたしますと、表にございまして、区分A「御意見を踏まえ、計画に反映させるもの」はございません。区分B「御意見の趣旨が計

画に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの」は3件、区分C「今後の取組を進めていく上で参考とするもの」は8件、区分D「計画に対する質問・要望であり、計画の内容を説明・確認するもの」は6件、区分E「その他」はございませんでした。

3ページをごらんください。主な御意見でございますが、「(1) 地域における読書活動に関すること」につきましては、2番をごらんください。「おはなし会用図書セット」についての御意見でございますが、図書館だより等で広く周知を行うとともに、より一層活用していただけるよう取組を進めるものとして、区分Bとしております。

同様に区分Bの御意見として、4ページの6番をごらんください。ボランティアの活動についての御意見でございますが、ボランティア団体が安定して活発に活動を続けていけるよう、研修や交流の機会を設けるなど、積極的に支援をしていくこととしております。

5ページをごらんください。「(2) 学校等における読書活動に関すること」については、7件ございまして、「本計画に対する具体的な取組」等についての御意見が2件あり、本市の取組状況を説明しております。

6ページをごらんください。「学校司書の配置」についての意見・要望が5件ございまして、小学校全校配置に向けた調整を進めていくなど、配置充実に向けた取組を進めていくことを説明しております。

12番から15番につきましては、取組を進めていく上で参考とするものとして区分C、16番につきましては、本計画の内容を説明するものとして区分Dとしております。

7ページをごらんください。「(3) 啓発広報活動に関すること」につきましては、読書週間に合わせたイベントについての御意見があり、今後も学校・地域・市民ボランティア団体と行政が連携し、工夫を図りながら取り組むこととして、区分Cとしております。

資料1についての説明は以上でございます。

これらの意見募集の結果を踏まえまして、「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画(第3次)」につきましては、当初案のとおりとさせていただきたいと考えております。

御説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり説明をいただきました。何か、御質問などございましたらお願いいたします。

【中村委員】

よろしいですか。

【渡邊教育長】

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

細かいことはこれから御検討されていくんでしょうけれども、「読書のまち・かわさき」っていうからには、「まち」っていうのはやっぱり人のつながりがすごく大事なんですよね。学校教育的に考えると、読書っていうものは、読んで知識を得て学ぶものみたいな感覚だと思うんですけれ

ども、社会教育的には、「語ってつながるツール」っていうふうに言われているんですね。例えば、ビブリオバトルとか、あるいはABDって言われているんですけど、Active Book Dialogueとか、いろいろな取組があるので、そういうものを通して学ぶって、入ってくるような感覚よりも、出ていくという、まちづくりっていう点では「語ってつながる」ということをもっと出していただきたいなと思いました。

【大島生涯学習推進課長】

よろしいですか。

生涯学習推進課でございます。現在も、図書館ではさまざまな講演会や講座や集会等の企画も行っているところでございますので、今委員から御意見あった点につきましても、図書館の、担当者会議等でもお伝えをいたしまして、様々な取組の今後の参考にさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

【渡邊教育長】

他の委員の方はいかがでしょうか。

前田委員どうぞ。

【前田委員】

NPOで青少年の家へ行ったときに、おはなし会のグループが2グループあって、月、隔週おきに活動されていて、先生方のOBの団体と地域のお話グループがあるのですが、このパブリックコメントの中の、先ほどの4ページの6番にも、地域や学校で活動するボランティア団体が安定して活発に活動が続けていけるよう、引き続き研修や交流の機会と書いてあるんですが、またこの本編の8ページにも、1つは縮小しつつあるグループもあって、スキルアップを望む声も多く寄せられており、今後も育成講座等の定期的な開催が必要と。

現状はどの程度年間行われているのかということが1点と、もう1つは様々なボランティアグループの交流ということも大事だというふうに書いてあるわけですけど、この辺も現状はどのような形で年間グループ同士の交流が図られていらっしゃるのかなということを教えていただけたらと思います。

以上2点です。

【渡邊教育長】

お願いします。

【大島生涯学習推進課長】

28年度の実績でございますが、ちょっと手元に詳細な資料がございませんので、まず1点目の育成に伴う取組といたしましては、読み聞かせボランティアの入門講座を開催をさせていただいて、全5回の、1年の講座で25名の参加があったというふうに伺っております。

あとは、ボランティア同士のつながりにつきましては、市立図書館おはなし会ボランティア連

絡協議会を年1回開催しているというような、一応手元の資料ではそういった実績がございます。
以上でございます。

【渡邊教育長】

よろしいですか。
中村委員。

【中村委員】

1つ質問ですけれども、こういうのを作るときって、報告書の最後によくありますが、審議会メンバーの一覧が出ていたりするんですけれども、これはそういうものを載せないんでしょうか。どういう方々と一緒に決められたのかってことがとても大事になってくるのかなと思いました。

【森指導課長】

この、「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」におきましては、この計画の実施要項におきましても、意見聴取としまして、「読書のまち・かわさき」の事業推進会議ですとか、子ども読書活動連絡会議等で意見を聴取することになっておりまして、その方々の意見を伺いながら、あとは教育委員会事務局のほうでまとめております。

【中村委員】

事務局だけでまとめる。

【森指導課長】

そのメンバーには、こども未来局ですね、子どもの部門の職員も入っております。庁内の職員でまとめたものでございます。

【中村委員】

できれば、読書活動を推進するためには市民の方の意見とかを入れたほうがいいと思います。市民の方に理解していただくためには、まとめる段階では、パブリックコメントはしていますけれども、まとめる過程でも一緒に、市民に見せるような体制があるといいかなというふうに思います。

【森指導課長】

繰り返しになりますが、事業推進会議におきましても、学識経験者ですとか、あと学校管理者、社会教育関係者も入っておりますし、連絡会議におきましても、図書ボランティアの方ですとか、総括学校司書の方、御意見とも関係したところも入っておりますので、そういう意味では作成過程ではいろんな御意見をいただきながら進めてきたのかなと思っております。

【渡邊教育長】

今、お話ありましたように、様々な方から御意見をいただいているということで御理解いただ

ければと思いますけれども。

小原委員。

【小原委員】

あくまでも意見で、これからこの計画にどうのこうのじゃないんですけれども、図書館の役割というのを、学習する場所としての図書館というところを少し考えていかなければいけないのかなど。高校生とか、中学生もそうですけれども、かなり図書館に来て勉強しているという子たちが多くなっていると思いますので、その辺も踏まえた上で図書館をどう活用していくかというところは今後もお考えいただければと思いますので、よろしくお願いします。

【渡邊教育長】

それは御意見でよろしいですか、
濱谷委員どうぞ。

【濱谷委員】

意見ということではないんですけど、私は一応今、栄養士会の活動もやっているんですけども、多摩区のほうの健康づくりのフェスタがいつも9月ごろにあるんですが、そのときは全体の健康づくりという中で入っているんだと思うんですけど、読み聞かせのグループがお部屋一つ設けて、読み聞かせをやっているんです、毎年。男の方も女性の方も10名はいらっしゃるけど、7、8名、もっとかな、の方たちが交代で読み聞かせをやられたり、あと受付をやられたり、皆で活動されているんですが、親子皆で座って聞くっていう感じで、とてもいい感じの活動だなと思って、私は健康づくりで行ってるんですが、栄養指導とか。いつもその部屋は、何回か行って、幾つかの本を読み聞かせの時間帯、聞かせてもらってくるんですけど、ああいう活動をされてるグループもあるんだというのをいつも感心して見てきています。

【渡邊教育長】

じゃあ、御意見というか参考にさせていただきます。
それでは、よろしいようでしたら、ただいまの議案第90号でございますが、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第90号は原案のとおり可決いたします。

議案第91号 川崎市教育長の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【渡邊教育長】

次に「議案第91号 川崎市教育長の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

それでは説明を庶務課担当課長にお願いいたします。

【山田庶務課担当課長】

それでは「議案第91号 川崎市教育長の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、御説明申し上げます。

議案書の2ページをごらんください。制定理由でございますが、「地方公務員災害補償法の規定に基づき、審査請求等をする場合に職務に専念する義務を免除することができることとすること等のため、この規則を制定するもの」でございます。

次に、改正内容を新旧対照表で御説明いたしますので、3ページをごらんください。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。今般の改正は、教育長の職務に専念する義務を免除される場合に、「地方公務員災害補償法第51条第1項若しくは第2項の規定に基づき、決定に関する審査請求若しくは再審査請求をし、又はその審査に審査請求人若しくは再審査請求人として出席する場合」及び「川崎市職員の苦情相談に関する規則第5条の規定による調査に応ずる場合」を加えるものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。附則でございますが、この規則の施行期日を平成30年4月1日とするものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおりでございます。法改正に伴います、規則の改正というところでございますが、何か御質問ございますでしょうか。よろしいですか。

【各委員】

<了承>

【渡邊教育長】

それでは、改めまして議案第91号につきまして、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第91号は原案のとおり可決いたします。

議案第92号 川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

【渡邊教育長】

続きまして、「議案第92号 川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」でございます。

説明を、引き続き庶務課担当課長にお願いいたします。

【山田庶務課担当課長】

それでは、「議案第92号、川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」につきまして、御説明申し上げます。

議案書の2ページをごらんください。制定理由でございますが、「川崎市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この訓令を制定するもの」でございます。

次に、改正内容を新旧対照表で御説明いたしますので、3ページをごらんください。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。今般の改正は、川崎市職員の職務に専念する義務の免除に関する規則の一部改正に伴い、引用条文の号ずれに対応するため、第16条第2項中「第12号」を「第13号」に改めるものでございます。

恐れいたしますが、1ページにお戻りください。附則でございますが、この訓令の施行期日を平成30年4月1日とするものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【渡邊教育長】

以上のとおり、説明がございました。何か御質問ございましたら、お願いいたします。

特にこれもよろしいでしょうか。

では改めまして、ただいまの議案第92号につきまして、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【渡邊教育長】

それでは、議案第92号は原案のとおり可決いたします。

8 閉会宣言

【渡邊教育長】

本日の会議はこれもちまして、終了といたします。
お疲れさまでした。

(13時50分 閉会)